

災害時協力井戸を募集しています。



震災などの大規模災害が発生した場合、水道施設の損傷による長期間の断水が予想されます。

この間、飲料水は、ご家庭で備蓄している水や市販の水、給水車等により応急給水されますが、洗濯やトイレ等に使用する飲用以外の生活用水の不足も懸念されます。

そこで名張市では、災害が発生して万が一水道水の供給が停止したとき等に、皆さんが所有する井戸水を近所の方々に提供していただく【名張市災害時協力井戸】の登録を進めています。

災害時には地域の皆さんの助け合いが必要です。皆さんの善意による災害時協力井戸の登録をお願いします。



災害時協力井戸とは

市民の皆さんや市内事業所の方々が所有する井戸を事前に登録し、災害時に水道の給水が停止した場合に、近所の方々に開放していただき、生活用水を確保しようとするものです。災害時には井戸水の水質に変化が生じることがあるため、井戸水の利用は、飲用や炊出し調理用以外の生活用水に限ります。

登録の対象となる井戸

- (1) 市内に所在する井戸であって、現在井戸として使用されており、今後も引き続き使用される予定の井戸であること。
- (2) 井戸水の色、濁り、臭い等に明らかな異常がなく、生活用水として使用に不適当な水質でないこと。
- (3) 井戸水をくみ上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること。
- (4) 井戸枠等があり安全であること。
- (5) 災害時において市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう所有者等により継続的かつ適正に管理されていること。
- (6) 災害の発生時に近所の方々等に井戸水を無償で提供できること。
- (7) 井戸の周囲に水を汚染するようなものがないこと。
- (8) 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び所有者の氏名を公表できること。

登録の手続き

- (1) 「災害時協力井戸登録申出書(様式第1号)」に必要事項を記入して、市役所危機管理室に提出してください。
- (2) 危機管理室で受付後、現地調査を行い「災害時協力井戸登録決定通知書(様式第2号)」により通知し、【名張市災害時協力井戸】として登録します。
 - ※現地調査は対象となる井戸に適合しているかを確認するもので、水質検査ではありません。
 - ※登録協力者には災害時協力井戸指定標識(様式第3号)をお渡します。自宅の玄関や見やすい場所に表示してください。
- (3) 登録期間は1年とします。ただし、引き続き、災害時協力井戸として更新する意思を確認したときは、登録期間はさらに1年間更新されます。

井戸情報の公開について

登録井戸の情報(所在地等)は市ホームページで公開するほか、災害時の地域の助け合い(共助)を目的に、地域の自主防災組織にも情報を提供します。

災害時協力井戸を利用する市民の方へ

災害時協力井戸の利用は、災害時に長期間にわたり水道が断水した場合等に限られます。井戸所有者(管理者)の協力によるものですので、井戸の利用に当たっては以下の事項を守ってください。

- 井戸の利用は、所有者(管理者)の承諾が得られた場合を除き、日中に限られます。
- 所有者(管理者)から管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従ってください。
- 井戸水は、飲用及び調理用以外の生活用水(洗濯、トイレ洗浄等)として利用してください。
- 井戸水を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び所有者(管理者)はその責めを負いません。

お問い合わせ先

名張市 危機管理室

電話:0595-63-7271(直通) ファックス:0595-64-0089